平成30年10月改訂版

実務家のための

相続税ハンドブック

編著 税理士 杉田宗久

- 民法の基礎知識
- 相続税・贈与税
- 財産評価
- 所得税（準確定申告）
- 相続時精算課税制度
- 特例事業承継税制

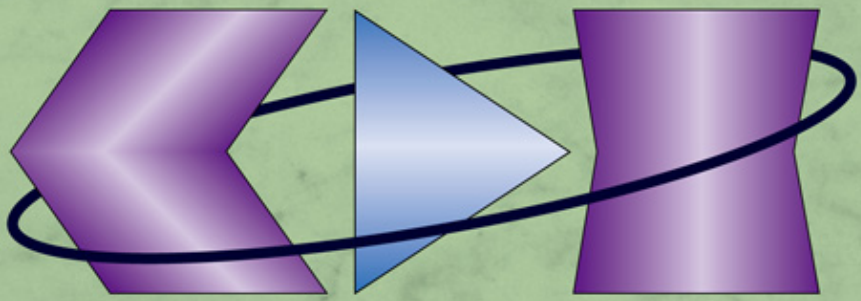

コントロール社

目　次

平成30年10月改訂版

実務家のための 相続税ハンドブック

相続税の速算表・贈与税（暦年課税）の速算表
相続税額の早見表 …… 1
■相続税の計算のあらまし …… 2
■相続税の計算例 …… 3

平成30年度の主な改正事項と適用時期 …… 8

（参考）相続法改正の概要 …… 15

民法の基礎知識

■相続開始の時期 …… 16
■相続人の範囲 …… 16
■相続順位 …… 16
■養子・特別養子 …… 16
■嫡出子・非嫡出子 …… 17
■法定相続分 …… 17
■親族の範囲 …… 18
■相続の承認・放棄 …… 18
■遺産分割 …… 19
■遺言 …… 20
■遺留分 …… 21
■遺留分に関する民法の特例 …… 22

準確定申告等

■所得税の準確定申告等 …… 27

相続税

■納税義務者 …… 29
■法人等に対する贈与又は遺贈 …… 30
1. 法人等に対して遺贈があった場合 …… 30
2. 相続財産を贈与した場合 …… 31
3. 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭についての非課税 …… 32
4. 法人等に財産を贈与又は遺贈した者に対する課税 …… 32
5. 措置法第40条と第70条の比較 …… 33
■申告書の提出期限・提出先・添付書類 …… 34
■課税財産と非課税財産 …… 36
■相続税の申告のための確認資料 …… 37
■財産の所在の判定 …… 40

財産評価（課税価格）

■土地及び土地の上に存する権利 …… 41
1. 通則 …… 41
2. 宅地 …… 42
3. 農地 …… 52
4. 山林 …… 54
5. 雑種地 …… 55
■小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 …… 57
■特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 …… 66
■借地権・定期借地権などの評価 …… 68
■家屋等の評価 …… 75
■構築物の評価 …… 77
■果樹等及び立竹木の評価 …… 77
■動産等の評価 …… 79
■未支給年金等・売買契約後の相続開始・未収法定果実 …… 83
■上場株式の評価 …… 84
■気配相場等のある株式の評価 …… 86
■取引相場のない株式の評価 …… 87
1. 取引相場のない株式の評価方式と手順 …… 87
2. 株主の判定 …… 88
3. 会社規模の判定 …… 92
4. 純資産価額方式 …… 96
5. 類似業種比準価額方式 …… 102
6. 特定の評価会社 …… 108
7. 一般の評価会社の評価方法 …… 111
8. 株式等保有特定会社 …… 112
9. 種類株式の評価 …… 115
■株式に関する権利の評価 …… 118
■出資等の評価 …… 119
■公社債等の評価 …… 121
1. 公社債 …… 121
2. 貸付信託受益証券 …… 123
3. 証券投資信託受益証券 …… 123
4. 不動産投資信託証券（J-REIT） …… 123
■ゴルフ会員権の評価 …… 124
■預貯金の評価　■邦貨換算 …… 125
■家族名義の預金等 …… 126
■生命保険金等 …… 129
1. 生命保険契約等に関する課税関係 …… 129
2. 生命保険契約に関する権利 …… 130
3. 生命保険金等 …… 130
4. 定期金に関する権利 …… 132

5. 保証期間付定期金に関する権利 …… 133
6. 契約に基づかない定期金に関する権利 …… 133
■退職手当金等 …… 134
■信託に関する特例 …… 137
■葬式費用 …… 139
■債務控除 …… 140

相続税（税額計算等）

■相続開始前 3 年以内の贈与財産と贈与税額控除 …… 142
■遺産に係る基礎控除 …… 144
■各人ごとの相続税額 …… 145
■配偶者の税額軽減 …… 147
■未成年者控除 …… 150
■障害者控除 …… 151
■相次相続控除 …… 153
■外国税額控除 …… 155
■未分割の場合の申告手続き …… 156
■相続税の期限後申告等 …… 161
■延納 …… 162
■物納 …… 170
■連帯納付義務 …… 186
■農地等に係る納税猶予の特例 …… 187
■山林の相続税の納税猶予の特例 …… 197
■相続税における重加算税の取扱い …… 201
■相続財産の譲渡 …… 203

贈与税（暦年課税）

■納税義務者 …… 204
■贈与による財産の取得時期 …… 204
■贈与税の課税財産 …… 205
1. 本来の贈与財産 …… 205
2. みなし贈与財産 …… 205
■使用貸借による土地の借受けがあった場合 …… 207
■非課税財産 …… 208
■直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税 …… 209
■直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税 …… 211
■直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税 …… 213
■贈与税の配偶者控除 …… 219
■外国税額控除 …… 220
■贈与税の計算 …… 221
■申告・納税・開示 …… 222

相続時精算課税制度

1. 概要 …… 224
2. 適用対象者の要件 …… 224
3. 適用手続 …… 224
4. 相続時精算課税制度に係る贈与税 …… 225
5. 相続時精算課税制度における相続税額の計算 …… 226
6. 相続税納税の権利義務の承継 …… 228
7. 住宅取得等資金に係る相続時精算課税 …… 229

特例事業承継税制

■特例事業承継税制における用語 …… 230
■適用対象となる中小企業者の範囲 …… 230
■特例承継計画の提出・確認 …… 230
■非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例 …… 231
■非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例 …… 240
■担保の提供 …… 248
■資産保有型会社・資産運用型会社 …… 250

その他

■被相続人・相続人の税務手続 …… 253
■・尺貫法の換算　・不動産取得税の税率　・登録免許税の税率 …… 255
■相続開始後の申告手続スケジュール（非上場株式等のない場合） …… 256

―凡　例―

法	相続税法	通法	国税通則法
令	相続税法施行令	措法	租税特別措置法
規	相続税法施行規則	措令	租税特別措置法施行令
相基通	相続税法基本通達	措規	租税特別措置法施行規則
評基通	財産評価基本通達	措通	租税特別措置法関係通達
民	民法	所法	所得税法
法法	法人税法	所令	所得税法施行令
法令	法人税法施行令	所基通	所得税基本通達
法基通	法人税基本通達	消法	消費税法

円滑化法　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律
円滑化規　中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則

本書の利用にあたって

本書は、ある程度相続税法についての基礎的な知識を有しておられる方が、実務をされるときに、少しでもお役に立つことを目的として作られています。そのため、ハンディタイプにし、また、図表などを多く用いています。もとより税法の詳細な解説を行うものではありません。

また、本書は平成30年10月１日現在の法令に基づいています。なお、ご利用にあたっては法令集などにより、ご確認いただきたいと思います。

掲載されている各項目については筆者が今までの申告実務に際して必要性を感じたものを特に詳しく解説していますが、読者の方々のご意見ご要望をできるだけたくさん頂き、改訂を重ねていきたいと思います。

(平成31年以降の元号の表示につきましては、便宜上すべて平成を使用しております。)

平成30年度の主な改正事項と適用時期

項　　目	改　正　の　内　容

○非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例制度の創設
（措法70の7の2、70の7の5～70の7の8、措令40の4の7、40の8の8、措規23の5の7、23の12の2～23の12の5）

▶平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用

▶平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に、

• 中小企業の代替わりを促進する観点から、10年間の特例措置として、事業承継税制が大幅に拡充されました。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	5年以内(2018年4月1日から2023年3月31日まで)の特例承継計画の提出	不要
適用期限	10年以内(2018年1月1日から2027年12月31日まで)の贈与・相続等	なし
対象株式	全株式	総株式数の最大2/3まで
納税猶予割合	贈与：100%、相続：100%	贈与：100%、相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	理由書を提出することにより緩和	承継後5年間は平均8割の雇用維持が必要
事業継続困難事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

1．特例後継者が、特例認定承継会社の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈（以下「贈与等」といいます。）によりその特例認定承継会社の非上場株式等を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式等に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予されます。

(1)特例後継者の要件

特例認定承継会社※1の特例承継計画※2に記載されたその特例認定承継会社の代表権を有する後継者（同族関係者と合わせて当該特例認定承継会社の総議決権数の過半数を有する者に限ります。）であって、その同族関係者のうち、その特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者（その特例承継計画に記載された後継者が2名又は3名以上の場合には、その議決権数において、それぞれ上位2名又は3名の者（総議決権数の10%以上を有する者に限ります。））をいいます。

※1「**特例認定承継会社**」とは、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けたものをいいます。

※2「**特例承継計画**」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、その特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

計画を提出

⑵特例経営承継受贈者（贈与の場合）の要件

贈与の時において、
①20歳以上であること
②その会社の代表権を有していること
③役員就任後３年以上経過していること
④同族関係者と合わせて50％超の議決権を有していること
⑤同族関係者内で筆頭株主であること（後継者が２人又は３人の場合には、総議決権数の10％以上を有し、かつ、後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること。）
⑥贈与の時から贈与税の申告期限まで、贈与により取得した特例対象非上場株式等のすべてを保有していること
⑦一般措置の納税猶予の適用を受けていないこと
⑧経営承継円滑化法の規定により都道府県知事の確認を受けた特例承継計画に係る特例後継者であること

⑶特例経営承継相続人等（相続等の場合）の要件

①相続開始の日から５か月を経過する日において、その会社の代表権を有していること
②相続開始の時において、同族関係者と合わせて50％超の議決権を有していること
③相続開始の時において、同族関係者内で筆頭株主であること（後継者が２人又は３人の場合には、総議決権数の10％以上を有し、かつ、後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること。）
④相続開始の時から相続税の申告期限まで、相続等により取得した特例対象非上場株式等のすべてを保有していること
⑤一般措置の納税猶予の適用を受けていないこと
⑥経営承継円滑化法の規定により都道府県知事の確認を受けた特例承継計画に係る特例後継者であること
⑦被相続人が60歳未満で死亡した場合を除き、相続開始の直前において、その会社の役員であったこと

⑷特例経営相続承継受贈者（特例贈与者死亡による相続等の場合）の要件

その相続開始の時において、
①特例対象受贈非上場株式等に係る特例認定相続承継会社の代表権を有していること
②同族関係者と合わせて50％超の議決権を有していること
③同族関係者内で筆頭株主であること（後継者が２人又は３人の場合には、総議決権数の10％以上を有し、かつ、後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること。）

２．特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式等についても、特例承継期間（５年）内にその贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り、特例の対象とされます。

民法の基礎知識

■相続開始の時期

- 自然的死亡　→現実の死亡事実発生時（戸籍簿記載日時）
- 失踪宣告（民31）
  - 普通失踪→７年間の失踪期間満了の時に死亡とみなす
  - 危難失踪→危難の去った時に死亡とみなす
    （危難（地震や火災など）が去ってから１年間の生死不明のときに失踪宣告）

• 認定死亡…震災や洪水などで死亡したことが確実でありながら死亡の確認ができないときには、警察署等が市町村に死亡報告をし、戸籍簿に死亡の記載がされます。

■相続人の範囲

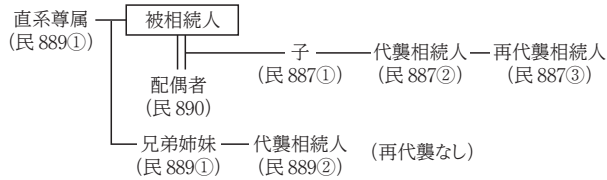

①子・直系尊属…実子と養子、嫡出子と非嫡出子の区別による差はありません。

②代襲相続

原因	相続開始以前死亡（同時死亡を含む。） 相続欠格 推定相続人の廃除	→	被相続人の子、被相続人の兄弟姉妹に代襲相続が認められます。

③再代襲は被相続人の子についてのみ（兄弟姉妹の代襲相続は一代限り。）

■相続順位

第１順位…　子及び代襲相続人　＋　配偶者
第２順位…　直系尊属（親等の近い順）　＋　配偶者
第３順位…　兄弟姉妹及び代襲相続人　＋　配偶者

■養子・特別養子

被相続人の養子は、縁組の日から養親（被相続人）の嫡出子としての身分を取得します（民809）。

夫婦は共同して養子縁組をしなければなりませんが、独身時代に縁組をした場合には、夫婦の一方だけの養子となります。特別養子制度は実方の親子関係が終了します（民817の9）。普通養子は実父母との親子関係が維持されるので、実父母に相続が開始した場合にも相続権を有します。特別養子は、実父母に相続が開始しても相続権はありません。

	特別養子	普通養子
養親の制限	満25歳以上の夫婦で共に養親	成人である者
養子の制限	原則として６歳未満	養親より年少者
縁組の手続き	家庭裁判所の審判が必要	養子が未成年者でなければ当事者の届出のみ
実親等の同意	実父母の同意が必要	養子が満15歳未満のときは、法定代理人が承諾をする。
親子関係	実方との親族関係は終了する。	実方の親族関係は存続する。
戸籍の記載	養子との文言の記載がない。	養子と明記される。
離縁	家庭裁判所の審判が必要 養親からの請求不可	当事者の協議で可能。養子、養親のいずれでも訴え提起可

■嫡出子・非嫡出子

嫡出子　→法律上の婚姻関係にある男女を父母として生まれた子。（養子は養子縁組によって養親の嫡出子となる。）

非嫡出子→法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子。母子関係は分娩の事実により認め、父子関係は認知によって生じる。非嫡出子も準生（婚外子が婚内子たる身分を取得する制度）によって嫡出子となることができる。

■法定相続分（民900、901）

第１順位（配偶者と子）

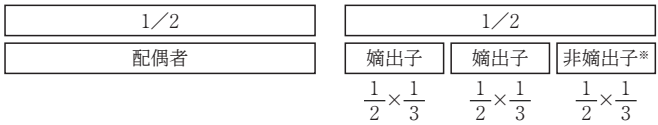

第２順位（配偶者と直系尊属）

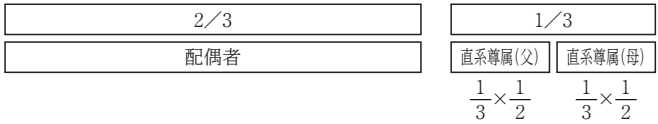

第３順位（配偶者と兄弟姉妹）

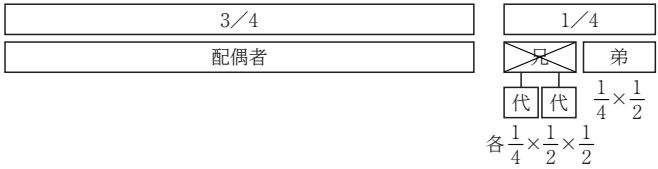

身分関係が重複する場合

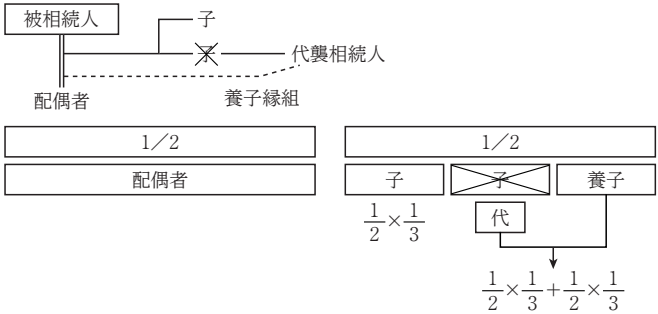

①子、直系尊属又は兄弟姉妹が２人以上いるときは各自の相続分は均等

②平成25年９月５日以後開始の相続については、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等（平成25年９月４日までは非嫡出子の相続分は嫡出子の$\frac{1}{2}$）

※下記最高裁決定参照

③代襲相続人の相続分はその被代襲者の相続分と同じ

④複数の代襲相続人の相続分は均等

⑤半血兄弟姉妹（父母の一方を同じくする兄弟姉妹）の相続分は全血兄弟姉妹（父母の双方を同じくする兄弟姉妹）の$\frac{1}{2}$

⑥被相続人が孫を養子にした場合、養子となった孫は、養子としての相続分と代襲相続人としての相続分を合わせて取得します。

※最高裁判所（平成25年９月４日）決定

1　平成25年12月５日改正前民法900条４号ただし書の規定のうち非嫡出子の相続分を嫡出子の$\frac{1}{2}$とする部分は、遅くとも平成13年７月当時において、憲法14条１項に違反していた。

2　本決定の違憲判断は、平成13年７月から本決定までの間に開始された相続につき、民法の規定のうち非嫡出子の相続分を嫡出子の$\frac{1}{2}$とする部分を前提としてされた遺産分割の審判その他の裁判・遺産分割協議等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものでない。

準確定申告等

■所得税の準確定申告等

①被相続人が給与所得者（１か所からの給与）の場合→年末調整（準確定申告不要）

②①以外で確定申告義務がある場合→死亡の年の１月１日から死亡日までの所得を確定申告（準確定申告）

（申告期限等）

死亡した者の相続人は、準確定申告書を、相続の開始があったことを知った日の翌日から４か月以内に、被相続人の納税地の所轄税務署長に提出します。純損失の繰戻し還付請求書も同様です。なお、還付申告の場合には、還付請求権の時効前（５年以内）であれば、いつでも提出できます。また、消費税の準確定申告書（付表６を添付）も、同じく４か月以内に提出します。

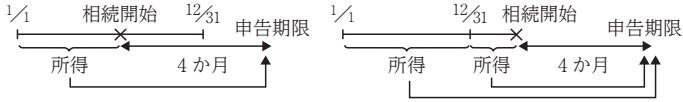

（付表）

準確定申告は、通常の確定申告書に、「所得税の確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）」を添付します。記載事項は次の通りです。

① 各相続人の氏名及び住所、被相続人との続柄

② 民法の規定による相続分、相続などにより取得した財産の価額（確定していない場合には、「集計中」などと記載）

③ 限定承認をした場合にはその旨

④ 相続人が２人以上の場合は、被相続人の所得税を②の相続分（通常は、法定相続分）により各相続人にあん分した金額（100円未満の端数切捨て。還付申告は円単位まで。）
→その後、分割が確定し、付表に記載した相続分と実際の取得割合が異なった場合でも、④の各相続人にあん分した金額の修正は不要です。

（相続税）

準確定申告による納付すべき税額は相続税では債務控除し、還付税額は未収入金として相続財産に計上します。

①賃貸料

所得税での計上時期		相続財産への計上			
		相続開始日が			
		約定支払日より前		約定支払日より後	
		未入金	入金済	未入金	入金済
契約等により支払日が定められている場合	支払日		⊕現金 △前受金	⊕未収入金	→（現金）
継続的な記帳に基づいて前受未収の経理をしている場合	貸付期間に対応				

②固定資産税

所得税			相続税
納税通知の時期	被相続人の準確定申告	相続人の確定申告	
相続開始前	選択 ｛全額必要経費 納期到来分を必要経費 実際納付額を必要経費｝	被相続人の準確定申告で必要経費に算入した部分以外は、相続人の必要経費	１月１日に納税義務が確定 ↓ 相続開始時において未払いのものを債務控除
相続開始後	必要経費算入不可	選択 ｛全額 納期到来分 実際納付額｝	

③借入金利息

- 相続開始までの期間分→被相続人の必要経費
- 相続開始後の期間分→
  - 相続人が承継した事業に対応する部分→相続人の必要経費
  - 上記以外→家事費

④事業税

相続人が事業を承継しない	事業	(i) 事業廃止年分（相続開始年分）に課税見込額を準確定申告の必要経費に算入（所基通37-7） ※課税見込額＝ 課税見込額控除前のその年分の事業に係る所得金額＋青色申告特別控除額△事業主控除額×(死亡までの月数／12) × 事業税の税率／1＋事業税の税率	
		(ii) 事業税の賦課決定時に準確定申告の更正の請求（所法63,152）	
		(iii) 準確定申告の申告期限から1年以内に更正の請求（通法23①）	
	事業的規模以外	準確定申告の申告期限から1年以内に更正の請求	
相続人が事業を承継する		事業税の賦課決定時に相続人の必要経費に算入	

⑤消費税

相続人が事業を承継しない	相続人が被相続人の相続開始年分の消費税の申告を行い、納付税額は準確定申告において必要経費に算入します。
相続人が事業を承継する	（原則）申告書が提出された日の属する年分の相続人の必要経費
	（例外）未払金に計上して被相続人の相続開始年分の必要経費

⑥譲渡所得
（所基通36-12）

H30.11.20 ―― H30.12.3 ―― H31.1.1 ―― H31.1.31

（被相続人）土地売買契約　相続開始　（相続人）土地引渡し

（原則）引渡日の属する年分の相続人の確定申告（H31年分）
（例外）契約日の属する年分の被相続人の準確定申告（H30年分）

- 申告年分によって税率や特別控除が相違する場合には、引渡年分か契約年分かによって税額に差が生じます。
- 契約年分により被相続人の準確定申告とした場合には、翌年1月1日には被相続人がいないので翌年分の住民税負担がなくなります。

〔提出書類〕

被相続人に関する届出

（所得税）「個人事業の開廃業等届出書」（所法229）→相続開始日から1月以内

（消費税）「個人事業者の死亡届出書」（消法57①四）→速やかに

相続人に関する届出

（所得税）「個人事業の開廃業等届出書」→1月以内

「青色申告承認申請書」（所法144）

⬇

（提出期限）

原則	既に事業を営んでいる場合	青色申告をしたい年の3月15日まで
	その年1月15日以前に事業を開始した場合	
	その年1月16日以後に事業を開始した場合	事業を開始した日から2か月以内
被相続人が青色申告・相続人が事業承継する場合	相続開始がその年1月1日から8月31日まで	相続開始の日から4か月以内
	相続開始がその年9月1日から10月31日まで	その年の12月31日まで
	相続開始がその年11月1日から12月31日まで	翌年2月15日まで

「青色事業専従者給与に関する届出書」（所法57②）
上表の原則の場合と同様（相続の場合の規定なし）

（減価償却方法）被相続人の選択していた償却方法は相続人に引き継がれません。相続による承継も「取得」に含まれるため、建物については定額法が強制されます。

（消費税）消費税課税事業者届出書→速やかに
課税事業者選択届出書、簡易課税選択届出書→相続開始の年の12月31日まで

相続税

■納税義務者

1. 納税義務者
（法1の3）
右図は平成30年４月１日以後の相続開始又は贈与についての図です。

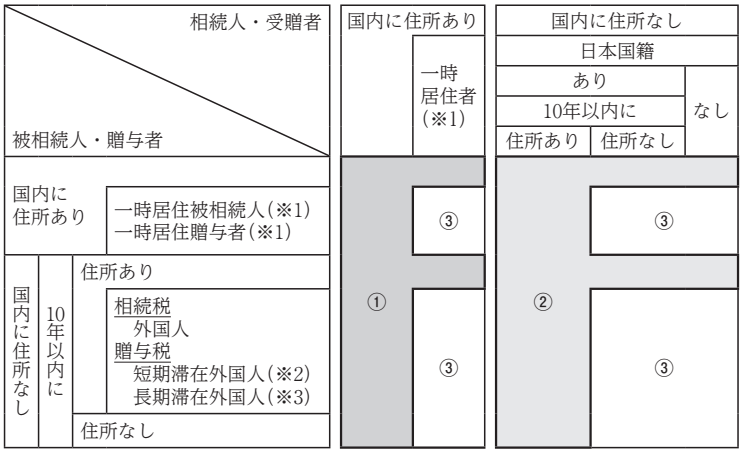

※1 出入国管理法別表第１の在留資格で滞在している者で、相続・贈与前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の者

※2 出国前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以下の外国人

※3 出国前15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年超の外国人で出国後２年を経過した者

①②→国内財産・国外財産に課税（① 部分を居住無制限納税義務者、② 部分を非居住無制限納税義務者といいます。）

□→国内財産のみに課税（③を制限納税義務者といいます。）

（注）相続等により財産を取得した時において日本国内を離れている場合でも、国外出張、国外興行等により一時的に日本国内を離れているにすぎない者については、その者の住所は日本国内にあることになります。

		非居住無制限納税義務者が国内財産を取得している場合	非居住無制限納税義務者が国内財産を取得していない場合
非居住無制限納税義務者に係る相続税法の適用	相続税の課税財産の範囲（法2）	その者が相続等により取得した財産の全部	その者が相続等により取得した国外財産
	相続税の課税価格（法11の2）	その者が相続等により取得した全部の財産の価額の合計額	その者が相続等により取得した国外財産の価額の合計額
	債務控除（法13）	法13条１項各号に定めるもので、その者の負担に属する部分及び葬式費用	
	未成年者控除（法19の3）	適用有り	
	障害者控除（法19の4）	適用無し	
	納税地（法62②）	適用有り	

2. 個人とみなされる納税義務者
（法66①②④）

法人等に対して遺贈があった場合（P.30）参照

■法人等に対する贈与又は遺贈

1. 法人等に対して遺贈があった場合

⑴法人等に対して遺贈があった場合の課税関係

遺贈者の課税関係	受遺者の課税関係	
個人 ―遺贈→ みなし譲渡所得課税 （被相続人に課税） （所法59①一）	普通法人（持分の定めのある社団である医療法人を含みます）	①法人税の課税（法法22②） ②同族会社の場合で株式等の価額が増加したときは、増加した部分は他の株主等にみなし遺贈（法9、相基通9-2）
個人 ―遺贈→ みなし譲渡所得課税 （被相続人に課税） （所法59①一）	代表者又は管理人の定めのある人格なき社団又は財団	①相続税課税（法66①） ② 公益事業を行う者が公益事業用財産を取得した場合は非課税（法12①三）
個人 ―遺贈→ 〈原則〉みなし譲渡所得課税 （被相続人に課税） （所法59①一） 〈特例〉国税庁長官承認 →譲渡所得非課税 （措法40）	公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人	①収益事業による所得のみ法人税課税 ②相続税の不当減少となる場合は相続税課税（法66④）

⑵遺贈を受けた代表者または管理人の定めのある人格のない社団又は財団について相続税が非課税となる場合の要件（法12①三）（令2）（昭39直審（資）24「２」）

①宗教、慈善、学術その他公益を目的とする事業を行う者であること。

（事業の種類）

(i)社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業
(ii)更生保護事業法第２条１項に規定する更生保護事業
(iii)学校教育法第１条に規定する学校教育又は学校教育に類する教育を行う事業
(iv)育英事業
(v)科学技術に関する知識の普及又は学術の研究に関する事業
(vi)図書館若しくは博物館又はこれらに類する施設を設置運営する事業
(vii)宗教の普及その他教化育成に寄与することとなる事業
(viii)保健衛生に関する知識の普及その他の公衆衛生に寄与することとなる事業
(ix)政治資金規正法第３条に規定する目的のために政党、協会その他の団体の行う事業
(x)公園その他の公衆の利用に供される施設を設置運営する事業
(xi)児童福祉法第６条の３に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業
(xii)認定こども園法第２条第６項に規定する認定こども園を設置し、運営する事業
(xiii)上記事業を直接助成する事業

（事業を行う者の要件）

(i)役員等の機関構成、選任方法その他運営の基礎となる重要事項について特定の者の意思に従ってなされている事実がないこと。
(ii)特定の者に対し施設の利用、余裕金の運用等につき特別の利益を与える事実がないこと。

財産評価（課税価格）

■土地及び土地の上に存する権利

1. 通則

⑴評価の手順

①資料収集…登記事項証明書、固定資産税課税台帳、公図、実測図、地番図、住宅地図、賃貸借契約書など
②地積の確定…実測図がないときは（概算）測量などにより地積や接道距離、奥行距離を求めます。
③地目の判定…登記簿上の地目ではなく現況の用途によります。
④評価単位の判定…利用の単位となっている１画地ごとに評価します。

⑵土地の評価上の区分
（評基通7）

土地の価額は次に掲げる地目（用途）の別に評価します。ただし、一体として利用されている一団の土地が２以上の地目からなるときは、その一団の土地は、そのうちの主たる地目からなるものとしてその一団の土地ごとに評価します。（評価時点の現況により判定します。）

①宅地　②田　③畑　④山林　⑤原野　⑥牧場　⑦池沼　⑧鉱泉地
⑨雑種地（不動産登記事務取扱手続準則第68条・第69条に準じます。）

⑶評価単位（評基通7-2）

	評価単位	市街地にある場合の評価単位
宅地	１画地の宅地	（１画地は、相続・遺贈による取得者ごとに判定します。）
田及び畑	１枚の農地＝耕作の単位となっている一区画の農地	市街地周辺農地や市街地農地及び生産緑地は、それぞれ利用の単位となっている一団の農地。
山林	１筆の山林	市街地山林は利用の単位となっている一団の山林。
原野	１筆の原野	市街地原野は利用の単位となっている一団の原野。
牧場及び池沼	原野に準ずる	原野に準ずる。
鉱泉地	１筆の鉱泉地	——
雑種地	利用の単位となっている一団の雑種地	宅地と状況が類似する雑種地が、市街化調整区域以外の都市計画区域で市街地的形態を形成する地域にある場合で、２以上の評価単位により一団となりその形状、地積の大小、位置等からみてこれらを一団として評価することが合理的と認められる場合は、その一団の雑種地ごとに評価します。

※１　贈与、遺産分割等による宅地の分割が親族間等で行われた場合において、例えば分割後の画地が宅地として通常の用途に供することができないなど、その分割が著しく不合理であると認められるときは、その分割前の画地を「１画地の宅地」とします。
※２　「１画地の宅地」は、必ずしも１筆の宅地からなるとは限らず、２筆以上の宅地からなる場合もあり、１筆の宅地が２画地以上の宅地として利用されている場合もあります。
※３　「１枚の農地」は、必ずしも１筆の農地からなるとは限らず、２筆以上の農地からなる場合もあり、また、１筆の農地が２枚以上の農地として利用されている場合もあります。
※４　いずれの用にも供されていない一団の雑種地については、その全体を「利用の単位となっている一団の雑種地」とします。

⑷地積
（評基通8）

面積は、課税時期における実際の面積によります。
（注）例えば倍率方式で評価するときは次によります。

$$\text{その土地の固定資産税評価額} \times \frac{\text{実際地積}}{\text{台帳地積}}$$

(5)土地の上に存する権利の評価上の区分
（評基通9）

土地の上に存する権利の価額は、次に掲げる権利の別に評価します。
①地上権（借地法に規定する借地権を除く）　②区分地上権　③永小作権　④区分地上権に準ずる地役権　⑤借地権　⑥定期借地権等　⑦耕作権　⑧温泉権（引湯権を含む）　⑨賃借権（⑤⑥⑦及び⑧を除く）　⑩占用権

2. 宅地

(1)評価の方法
（評基通11）

①市街地的形態を形成する地域にある宅地→ 路線価方式
②①以外の宅地 → 倍率方式

(2)倍率方式
（評基通21、21-2）

①固定資産税評価額×国税局長の定める一定の倍率
• 倍率地域に所在する評基通20-2の地積規模の大きな宅地
②その宅地が標準的な間口距離及び奥行距離であるとした場合の1m²当たりの価額（近傍宅地の固定資産税評価に係る標準宅地の1m²当たりの価額を基に各種補正の適用がないものとして計算します。）を路線価とし、かつ、普通住宅地区に所在するものとして、評基通20-2に準じて計算した価額と①のいずれか低い方の価額

(3)路線価方式による評価
（評基通13）

路線価方式により評価する宅地の価額は、その宅地の面する路線に付された路線価（公示価格のおおむね80%とされます。）を基とし、次の地域ごとに定められたP.44からP.50までの**イ**～**ル**の補正等を行って算出した価額によって評価します。
なお、路線価が設定されていない場合には、下記の通り、特定路線価の設定を申し出ます。

（特定路線価）（評基通14-3）

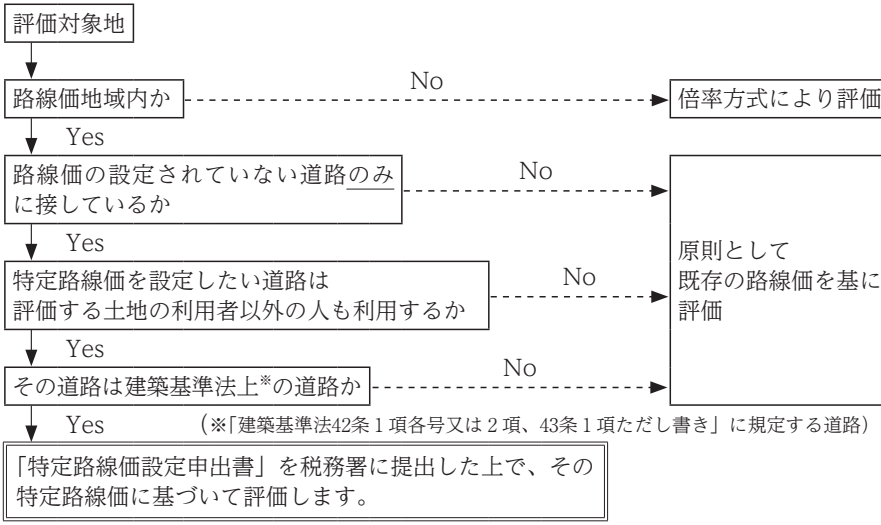

（地区区分）（評基通14-2）
①ビル街地区　②高度商業地区　③繁華街地区　④普通商業・併用住宅地区
⑤普通住宅地区　⑥中小工場地区　⑦大工場地区

相続税（税額計算等）

■相続開始前３年以内の贈与財産と贈与税額控除

1. 相続開始前3年以内の贈与財産
（法19）

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続の開始前３年以内にその相続に係る被相続人から財産を贈与によって取得したことがある場合。

⇩

（相基通11の2-5）

その贈与により取得した財産（贈与税の非課税財産を除きます。）の価額（贈与を受けた時の価額）を相続税の課税価格に加算し、贈与を受けた財産につき課せられた贈与税額は、その者の相続税額から控除します。（ただし、控除する贈与税額が相続税額より多い場合であっても、贈与税は還付されません。）また、相続開始年分の贈与により取得した財産の価額は、相続税の課税価格に加算しますが、贈与税額の課税価格には算入しません。

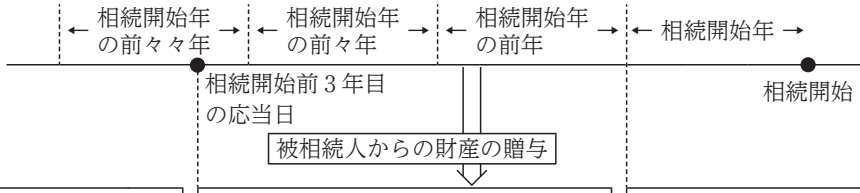

受贈者	相続又は遺贈により財産を取得した者（注１）	①贈与税の基礎控除額を超える場合は贈与税の申告・納税が必要 ②贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算（注２） ③納付した贈与税額をその者の相続税から控除	①贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算 ②贈与税の申告は不要
	上記以外の者	贈与税の基礎控除額を超える場合は贈与税の申告・納税が必要	左と同じ

（相基通19-1）

（注１）相続税の非課税財産のみを相続した場合であっても、贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算する必要があります。生命保険金などのみなし相続財産のみを取得した者についても同様です。

（注２）相続税の課税価格に加算する贈与財産の価額は、その贈与により取得した時の時価（相続税評価額）によります。
また、贈与税の基礎控除額以下の贈与のため、贈与税の申告をしなかった場合であっても、この規定により、贈与財産の価額を相続税の課税価格に加算する必要があります。

※なお、被相続人から生前に贈与された財産であっても、次の財産については加算する必要はありません。
①贈与税の配偶者控除の特例を受けている又は受けようとする財産のうち、その配偶者控除額に相当する金額
②直系尊属から贈与を受けた住宅取得等資金のうち、非課税の適用を受けた金額
③直系尊属から一括贈与を受けた教育資金のうち、非課税の適用を受けた金額
④直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金のうち、非課税の適用を受けた金額

2. 贈与税額控除
（法19、令4）

相続税額から控除する贈与額は、次の算式により計算します。

$$\text{被相続人から贈与を受けた年分の贈与税額} \times \frac{\text{相続税の課税価格に加算された贈与財産の価額}}{\text{被相続人から贈与を受けた年分の贈与税の課税価格}}$$

（注）贈与を受けた年が複数ある場合は、各年分につき上記算式により計算した金額の合計額を控除額とします。（算出相続税額を限度とします。）

3. 贈与税の配偶者控除との関係
（法19②）

(1)相続税の課税価格に加算する贈与財産の価額

①相続開始前３年以内で相続開始の年の前年以前にされた贈与につき、贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けた場合には、贈与税の配偶者控除により控除された金額に相当する部分（「特定贈与財産」）は相続税の課税価格に加算しません。

②相続開始年分の贈与で、その配偶者が今までに贈与税の配偶者控除の規定の適用を受けたことがない場合で、かつ、相続税の申告書第14表（期限後申告書、修正申告書を含みます。）又は更正請求書に居住用財産又は金銭の価額を贈与税の課税価格に算入する旨など所定事項を記載し、下記書類を添付したときは、贈与税の配偶者控除の規定を適用した場合に控除される金額に相当する部分（「特定贈与財産」）は、相続税の課税価格に加算しません。（贈与税の申告は必要です。）

（令4②、規1の5）

添付書類	戸籍の附票の写し（当該被相続人からの贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限る。）
	当該被相続人から贈与を受けた居住用不動産に関する登記簿謄本又は抄本

（注）上記所定事項の記載又は書類の添付がない場合には、特定贈与財産には該当せず、相続開始年分の贈与として相続税の課税価格に算入し、贈与税は非課税となります。

(2)贈与税額控除額

$$\text{被相続人から贈与を受けた年分の贈与税額} \times \frac{\text{相続税の課税価格に加算された贈与財産の価額（配偶者控除額を控除した後の金額）}}{\text{被相続人から贈与を受けた年分の贈与税の課税価格（配偶者控除額を控除した後の金額）}}$$

贈与税（暦年課税）

■納税義務者

1. 個人である納税義務者
（法1の4）

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">受贈者
贈与者</td><td rowspan="2">国内に住所あり</td><td colspan="3">国内に住所なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">日本国籍</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td colspan="2">あり</td><td rowspan="3">なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">10年以内に</td></tr>
<tr><td>住所あり</td><td>住所なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">国内に住所あり</td><td rowspan="3">①国内・国外財産ともに課税</td><td colspan="3" rowspan="3">②国内・国外財産ともに課税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国内に住所なし</td><td rowspan="2">10年以内に</td><td>住所あり</td></tr>
<tr><td>住所なし</td><td>③国内財産のみに課税</td></tr>
</table>

①居住無制限納税義務者
②非居住無制限納税義務者
③制限納税義務者
一時居住者、一時居住贈与者、短期滞在外国人、長期滞在外国人については相続税の場合と同じです。（P.29参照）

2. 個人とみなされる納税義務者
（法66）

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>例</th><th>法人税課税</th><th>贈与税</th></tr>
<tr><td rowspan="2">人格のない社団等</td><td rowspan="2">代表者又は管理者の定めがある社団又は財団</td><td rowspan="2">PTA、同窓会等</td><td>益金算入</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">課税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公益法人等</td><td rowspan="2">法人税法第２条第６号に規定する公益法人等その他公益を目的とする事業を行う法人</td><td rowspan="2">学校法人
宗教法人等</td><td>益金算入</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>相続税・贈与税の不当減少にならない</td></tr>
</table>

■贈与による財産の取得時期（相基通1の3･1の4共8～11）

①口頭による贈与→贈与の履行の時 ②書面による贈与→贈与契約の効力が生じた時 （公正証書による不動産の贈与の時期は、公正証書作成の時ではありません。） ③停止条件付贈与→条件が成就した時	贈与の日が明確でない場合 所有権等の登記又は登録の目的となる財産→登記又は登録をした日
④農地等の贈与→農地法による許可又は届出の効力が生じた日	許可又は届出の効力が申請書等提出日の属する年の翌年の１／１～３／15までに生じた場合には申請書提出日に贈与があったとして申告してもよい

■贈与税の課税財産

1. 本来の贈与財産

贈与税の課税財産＝本来の贈与財産（法2の2）
＋みなし贈与財産（法4～9）

(1)財産の名義変更があった場合の取扱い

①財産の名義を変更したときに対価の授受がない場合
②取得した財産を他人名義とした場合

原則	例外（昭39.5.23直資68）		
名義人に対する贈与（相基通9-9）	• 財産の名義人が名義人となっている事実を知らない。 • 名義人が財産の使用収益・管理運用をしていない。	贈与税課税前に実際の所有者に名義変更	贈与がなかったものとする
	• 過誤又は軽率に他人名義とした。		
	• 他人名義としたことが法令等の制限によりやむを得なかった。 • 名義人との合意がある。		

(2)贈与契約の取消し等があった場合の取扱い

区分	当初の贈与	取消し
法定取消権又は法定解除権に基づいた取消又は解除 （詐欺又は強迫（民96） 夫婦間契約（民754） 未成年者など）	贈与財産の名義を贈与者に変更するなどで確認可能 →当初の贈与はなかったものとする （直資68(8)）	贈与としない（直資68(12)）
当事者の合意による取消又は解除	贈与税課税（直資68(11)）	

（相基通9-8）

(3)婚姻の取消し又は離婚による財産の取得

離婚による財産分与は贈与として取り扱いません。
（過当な部分又は租税ほ脱目的のものは除きます。）

（昭34直資58）

(4)共かせぎ夫婦間の住宅資金

住宅資金等の借入者及び返済者が共かせぎ夫婦であり、かつ、事実上その返済が夫婦の収入によって共同でされているときは、それぞれの所得のあん分によって負担されているものとして取り扱われます。

（相基通9-10）

(5)無利子の金銭貸与等

親子など特殊の関係がある者相互間で無償又は無利子で金銭の貸与等があった場合には、事実上贈与かどうかを確認し、経済的利益を受けた場合に該当するものとします。（その利益を受けた金額が少額である場合などを除きます。）

（昭40直審(資)4）

(6)青色専従者給与

青色専従者の給与の額が、その給与として相当と認められる金額を超えるときは、その超える部分の金額は贈与により取得したものとします。

2. みなし贈与財産

種類	贈与とみなされる財産	贈与の時期	贈与者	受贈者
信託に関する権利（法9の2～9の5）	信託財産に属する資産及び負債	信託の効力が生じた場合等	委託者	受益者
生命保険金（法5）	被保険者又は保険金受取人以外の者が保険料を負担している場合の、死亡又は満期により取得した保険金等	保険事故が発生した時	保険料負担者	保険金受取人
定期金（法6①）	定期金受取人以外の者が掛金又は保険料を負担している場合の、給付事由発生により取得した定期金の受給権	定期金給付事由が発生した時	掛金等負担者	定期金受取人

相続時精算課税制度

1. 概要
（法21の9～21の18）
（令5～5の6）
（規10～12）

相続時精算課税制度は、原則として60歳以上の直系尊属から20歳以上の推定相続人である子又は孫への贈与について、受贈者の選択により、暦年単位による贈与税の課税方式（暦年課税）に代えて、適用を受けるものです。

贈与時には特別控除額（累積で2,500万円）を超える部分について一律20％の税率による贈与税を納付し、贈与者の相続時には、その贈与財産の価額を課税価格に合計して相続税額を計算し、既に納付した贈与税相当額を控除する仕組みで、相続税・贈与税の一体化措置と言われています。

（特定贈与者ごとの課税価格 － 特定贈与者ごとの特別控除額2,500万円（前年以前に控除した金額があるときは、その残額））×20％

2. 適用対象者の要件
（法21の9）

贈与者	贈与をした年の１月１日において60歳以上
受贈者	贈与者の推定相続人である直系卑属のうち、贈与を受けた年の１月１日において20歳以上である子又は孫

（措法70の2の6）

（注）①推定相続人の判定は、贈与時に行います。
年の中途で養子縁組をした場合や父の死亡により祖父の（代襲）推定相続人となった場合には、推定相続人となった時以後の贈与について適用があります。（推定相続人となる前の贈与には適用がありません。）
②養子の数についての制限はありません。
③贈与財産の種類・価額・贈与回数は問いません。（みなし贈与財産についても適用があります。）

3. 適用手続
（法21の9）
（令5）
（規10、11）

⑴適用を受ける場合

①相続時精算課税制度の適用を受けようとする受贈者は、贈与を受けた財産に係る贈与税の申告期限内に、贈与者ごとの「相続時精算課税選択届出書」をその贈与税の申告書に添付して、贈与税の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

（注）届出書を提出した受贈者を「相続時精算課税適用者」、その届出書に係る贈与者を「特定贈与者」といいます。

（注）受贈者ごと、贈与者ごとに、適用を選択します。例えば、父→長男、父→次男、母→長男、母→次男の場合には、それぞれの組合せごとに適用手続が必要です。

②相続時精算課税選択届出書の添付書類

(i)受贈者の氏名・生年月日、特定贈与者の子又は孫に該当することを証する書類（戸籍謄本又は抄本）
(ii)特定贈与者の氏名、生年月日、60歳以後の住所・居所を証する書類（住民票の写し又は戸籍の附票の写し）

（相基通21の9-2）

③贈与のあった年の中途で贈与者が死亡した場合
①の届出書は、(ア)贈与を受けた年の翌年の３月15日と(イ)贈与者の相続開始があったことを知った日の翌日から10か月を経過する日のいずれか早い日までに、贈与者の相続税の納税地の所轄税務署長に提

出しなければなりません。（相続税の申告書の提出が必要でない場合でも提出します。）

(イ)の場合で相続税の申告書を提出するときは、この届出書を添付します。

（法21の18）
（令5の6）
（規11②）

④受贈者が届出書を提出しないで死亡した場合の相続人の選択

(i) 死亡した受贈者の相続人・包括受遺者（その贈与をした者を除きます。）は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の納税地の所轄税務署長に、相続時精算課税選択届出書及び付表を、戸籍謄本など受贈者のすべての相続人を明らかにする書類を添付して提出（相続人が二人以上の場合は、一つの届出書に連署します。）することにより相続時精算課税制度を選択することができます。

（法21の17）

(ii) (i)の届出書を提出した相続人は、死亡した受贈者（適用者）の納税に係る権利義務を承継します。

※ 特定贈与者の死亡以前に受贈者（相続時精算課税適用者）が死亡した場合は、受贈者の相続人・包括受遺者は、その特定贈与者の相続時に、その死亡した受贈者を受遺者とみなし、その受贈財産を特定贈与者の遺贈財産とみなして計算した相続税額から既に支払った贈与税額を控除した税額を納付する（又は還付を受ける）こととなります。

（通法5②③）

死亡した受贈者の相続人が２人以上あるときは、各相続人が承継する相続税の額は民法の規定による相続分によりあん分します。ただし、死亡した受贈者からの相続によって得た積極財産の価額を限度とします。

また、相続人のうちに特定贈与者がある場合には、その特定贈与者は、その納税に係る権利又は義務を承継しません。

(2)適用を受けた場合

①相続時精算課税適用者となった場合、その特定贈与者からの贈与については、制度適用年分以降すべて精算課税制度が適用されます。

②相続時精算課税適用者が養子縁組解消などにより推定相続人でなくなった場合でも、その後の特定贈与者からの贈与について精算課税制度が適用されます。

③相続時精算課税適用者が特定贈与者に係る相続を放棄した場合でも、その特定贈与者からの贈与財産については、相続により取得したものとみなされます。

（法21の9⑥）

(3)いったん相続時精算課税適用者になると撤回できません。

4. 相続時精算課税制度に係る贈与税
（法21の10、21の12、21の13）

(1)贈与税額

精算課税適用者が、特定贈与者からの贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税の額は、特定贈与者ごとに計算した課税価格から特定贈与者ごとの特別控除額を控除した金額にそれぞれ20％の税率を乗じて計算します。

(2)特別控除額

①

2,500万円 （前年以前に控除した金額がある場合には、その残額）	いずれか低い金額
特定贈与者ごとの贈与税額の課税価格	

特例事業承継税制（平成30年～39年）

平成30年１月１日から平成39年12月31日までに贈与又は相続、遺贈により取得した特例対象非上場株式等について、一般の事業承継税制とは別に、適用要件などが緩和されている特例事業承継税制を適用することができます。

■特例事業承継税制における用語

※本書では、各々の制度における用語を便宜上、次表の略語を用います。

贈与税の特例納税猶予	相続税の特例納税猶予	贈与者死亡による切替特例	**略語**
特例認定贈与承継会社	特例認定承継会社	特例認定相続承継会社	**特例会社**
特例贈与者	特例被相続人	—	**先代経営者等**
特例経営承継受贈者	特例経営承継相続人等	特例経営相続承継受贈者	**後継者**
特例対象受贈非上場株式等	特例対象非上場株式等	特例対象相続非上場株式等	**特例対象株式等**
特例経営贈与承継期間	特例経営承継期間	特例経営相続承継期間	—

■適用対象となる中小企業者の範囲

（円滑化法2、円滑化規1）

※適用対象は会社法上の会社に限られています。

		主たる事業	資本金の額又は出資の総額（会　社）		常時使用する従業員の数（会社・個人）
１号		製造業、建設業、運輸業その他の業種	３億円以下	又は	300人以下
２号		卸売業	１億円以下	又は	100人以下
３号		サービス業	5,000万円以下	又は	100人以下
４号		小売業	5,000万円以下	又は	50人以下
５号	一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	３億円以下	又は	900人以下
	二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	又は	300人以下
	三	旅館業	5,000万円以下	又は	200人以下

■特例承継計画の提出・確認

（円滑化規16①、17①）

①特例事業承継税制は、原則として平成30年４月１日から**平成35年３月31日まで**に、会社が会社の後継者や承継時までの経営見通し等を記載した**特例承継計画**を策定し、税理士等の認定経営革新等支援機関の所見を記載の上、都道府県知事にその確認申請書を提出した場合に限って適用を受けることができます。

②特例承継計画の提出時において、後継者は代表者でなくてもかまいません。

③平成30年１月１日から平成35年３月31日までに先代経営者が死亡した場合には、円滑化法の認定申請時に特例承継計画を提出することもできます。また、同期間内に贈与があった場合にも、認定申請と同時に特例承継計画を提出することができます。なお、平成35年３月31日までに特例承継計画を提出していなかった場合には、特例制度ではなく一般事業承継税制の適用を検討することになります。

（措法70の7の7、70の7の8）	④特例事業承継税制は、平成39年12月31日までの贈与又は相続・遺贈に適用されますが、この期間内に贈与をして特例制度の適用を受けると、その後に先代経営者が死亡した場合に、相続税の特例納税猶予への切替の特例を受けることができます。

■非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

（措法70の7の5①）

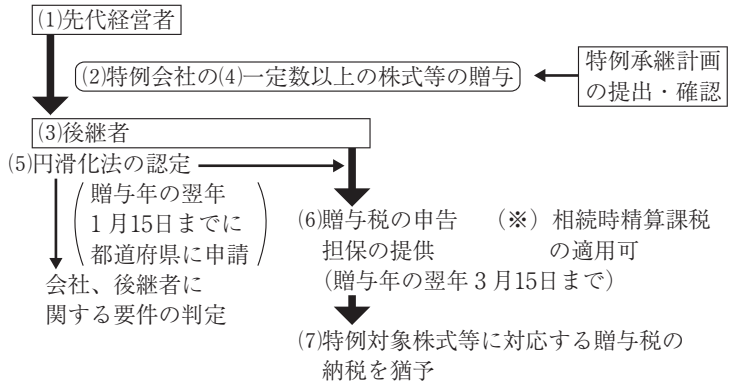

(1)先代経営者等（特例贈与者）の要件
（措令40の8の5①）

1．最初の贈与

①	贈与の時前において、特例会社の代表権を有していた個人であること。
②	（先代経営者が贈与の直前において特例会社の代表権を有している場合は、その贈与の直前において、）又は（先代経営者が贈与の直前において特例会社の代表権を有していない場合は、代表権を有していた期間内のいずれかの時及びその贈与の直前の双方において、） 先代経営者及びその同族関係者の有する議決権の数の合計が、総株主等議決権数の50％超であること。
③	先代経営者がその贈与の直前において（先代経営者が贈与の直前において特例会社の代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間内のいずれかの時及び贈与の直前の双方において）同族関係者（後継者を除きます。）内で筆頭株主であること。
④	贈与の時において代表者でないこと。代表者を退任していれば役員であってもかまいません。

特例会社の代表権を有していた者からの株式等の贈与・相続についての特例納税猶予制度適用以後は、他の株主から株式等の贈与を受けた場

2．二回目以降の贈与（特例経営贈与承継期間の末日までに申告期限が到来する贈与に限ります。）

株式等の贈与の直前において、次の①②③のいずれかに該当する者がある場合の贈与者の要件は、特例会社の株式等を有していた個人で、その贈与の時に代表権を有していないものとされます。

①特例会社の株式等について、特例納税猶予制度（措法70の7の5、70の７の６、70の７の８）の適用を受けている者

②代表権を有していた者から、措法70の７の５（贈与税）の適用に係る株式等を取得している者